

■ 認証の非差別性について（日本水産資源保護協会 MEL 認証業務規程より抜粋）

本会は、認証業務を非差別的に遂行し、その認証範囲内の活動を行う全ての申請者がそのサービスを利用できるようにする。

認証プロセスの利用に当たり、依頼者の規模、又は協会若しくはグループの会員であることを条件にしない。また、既に発行した認証の数によって、認証に条件を付けない。不当な財務的又はその他の条件を課さない。

本会は、要求事項、評価、レビュー、決定及びサーベイランス（行う場合。）を、認証範囲に関係する事項に限定する。